

令和4年度 杉並区立杉並第一小学校 いじめ防止基本方針

1 基本方針策定のねらい

いじめは、その対象になった児童に深刻な苦痛を与え、時に生命や心身に重大な危険を伴う恐れのある重大な人権侵害である。それだけに、決して許されない行為である。

また、いじめは、いつでも、どこでも、どの児童にでも起こり得るものであり、どの児童もいじめる側といじめられる側の両方になり得るという危険性をもはらんでいる。こうした事実を踏まえて、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの児童でも、どの学校でも起こり得る」ことを念頭に、共通理解を図り組織的に対応していく。

杉並区立杉並第一小学校いじめ防止基本方針（以下、「本方針」という）は、いじめ問題の克服を目指して、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）と杉並区いじめ防止対策推進基本方針（平成27年8月、杉並区教育委員会策定。以下「基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等（未然防止、早期発見・早期対応及び重大事態への対応）のための対策を、総合的かつ効果的に推進するための、基本的な方針として定めるものである。

2 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法 第1章 第2条(定義)」）

「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止等の基本的な考え方

（1）基本的な考え方

いじめは「いじめを受けた児童の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある」絶対に許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という危機意識をもって対応する。

いじめの未然防止といじめのない学校づくりを最重要の取り組みとし、日々の充実した学習の中で、児童の心と感性を育み、併せて、日常的に児童の自尊感情や自己有用感を醸成していくことを大切にする。

（2）学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、本校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

4 いじめの防止等の対策のための組織

<学校いじめ対策委員会>

①校内いじめ防止対策委員会活動方針

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・改善の中核を担う。
- ・いじめに関する相談・通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いがある事案や児童の問題行動などに関する情報収集と記録、共有化を図る。
- ・いじめの情報があった際には速やかに会議を開き、情報の共有、関係児童への事実関係の聴き取り、指導や支援体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応などが組織的に実施できるようにする。
- ・いじめ等が発見された場合は、済美教育センター教育SAT（School Assist Team）に報告し、教育委員会と連携していじめ等の解消に当たる。

②学校いじめ対策委員会組織

<教職員関係者>

校長、副校長、生活指導主任、当該学年主任、養護教諭及び関係教職員

<外部関係者>

スクールカウンセラー

5 いじめの未然防止の取組

◆いじめを許さない学校・学級づくり

「いじめが発生してから対応する（事故対応）のではなく、「いじめを生まない、許さない学校・学級風土を作る（未然防止）」ことが必要である。すべての児童に健全な社会性を育み、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」、「いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない行為である」ことを定着させなければならない。

- (1) 学級経営の充実…日頃から児童とのコミュニケーションを密にし、児童が教員等に何でも話せる、相談できる信頼関係を構築するとともに、「いじめを受けていることを大人に伝えることは、正しい行為である」ことを、児童に認識させる。学級活動に、互いのよさを見つけたり考え方の違いに気づかせたりする活動を取り入れ、児童の自己有用感や自尊感情を育む。
- (2) わかる授業づくり…児童一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。
- (3) 道徳教育の充実…「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように教育活動全体を通じて指導する。
- (4) 体験活動の充実…他者とかかわり、コミュニケーション能力を培う体験活動を学校支援本部等と協働して計画的に実施する。
- (5) インターネットを通じて行われているいじめに対する対策…児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。また教育委員会と連携して実態の把握に努める。

6 いじめの早期発見のための取組

- (1) アンケート調査の実施…いじめを早期に発見するために、年間3回（6月、11月、2月）、児童に対するアンケート調査を実施する。
- (2) 教育相談の実施…定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相

談を実施する。

○年1回、第5学年全員に個別面接を行う。

○6月、11月、2月のアンケート結果を受けて、効果的な教育相談を実施する。

(3) 連絡帳等の活用…連絡帳等の活用を通して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

○保護者会を年間3回実施するほか、9月に学校公開週間、月1回土曜学校公開を実施する。

○4月に地域訪問、夏季休業中に個人面談を実施する。

(4) いじめ防止に関する研修の実施…いじめ防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめ防止に関する教職員の資質向上を図る。

7 いじめに対する早期対応

(1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、又はいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。

(2) 校長は、速やかに学校いじめ対策委員会を開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。

(3) いじめの事実が確認された場合は、学校いじめ対策委員会等で情報を共有し、いじめをやめさせその再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。併せて済美教育センター教育SATに報告し、教育委員会と連携していじめ等の解消・事態の改善に向けて取り組む。

(4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。

(5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会、警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) 解決後も3か月以上は経過観察を続け、情報共有に努める。 (H29 10月追記)

8 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

○いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童・生徒が自殺を企画した場合等)

○いじめにより児童・生徒が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○児童・生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態への対応

○学校は、重大事態が発生した場合、済美教育センター教育SAT・教育委員会へ事態発生について報告する。

○杉並区においては、教育委員会の下に重大事態の調査組織(杉並区立学校いじめ

- 問題調査委員会)を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
 - 杉並区立学校いじめ問題調査委員会は調査結果を区長に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

(平成29年10月1日 追記)